

原子力発電所事故による影響

〔本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲を何ら予断するものではなく、また、すべての影響を網羅したものではない〕

政府指示等との関係	類型	具体例(各省資料では必ずしも区域が確定されておらず、一部推測あり)
I 避難区域、屋内待避区域、計画的避難区域で発生、あるいはこれらの区域設定と極めて密接に関連して発生している事象 ※被害を受けている者は避難区域等の外に存在する場合あり	(1) 避難費用、避難先からの帰還費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難区域、屋内退避区域の避難者は、公共交通機関、自家用車等を利用して避難(避難者) ・域外搬送された入院患者、入所者及び同行者等の滞在費及び帰院、帰所、帰宅の交通費の負担(避難者) ・体が不自由なため、ヘルパーに協力を依頼して避難(避難者) ・避難以降、ホテル等に滞在(避難者) ・避難のために新たにアパートを借りたことにより家賃等・敷金・礼金の負担(避難者) ・避難先から事業所、学校までの距離が遠く、遠距離を通うための費用(避難者) ・児童生徒等の避難(移動)に伴い、避難先において、就学に要する様々な経費(避難児童生徒)
	(2) 利益の減少に結びつく売上の減少やコスト増等	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の実施ができなかったことによる損害(水道事業) ・水源・浄水場等が使えなくなることによる損害(水道事業) ・水道水中の放射性物質の測定・除去等の対応に要した経費(放射性物質含有量測定、粉末活性炭増量等)(水道事業) ・指示解除後に収穫した農林水産物の検査(農林水産業) ・事業者、従業員等の避難により、事業活動が停止し無収入の状態(農業、大熊町商工会、社会福祉施設等、生活衛生関係、建設業) ・営農・飼養・操業の大半が中断・停止。20～30Km 圏域では実質的に営農等が不可能となり、無収入(農林水産業) ・畜産の移動費用や避難所から飼養に飼うようための掛かり増し経費の発生(農業) ・出荷できなかった作物・家畜についても栽培・飼養に要する、種子・肥料・

		<p>農薬・飼料等の資材費、地代、水利費、土地改良事業費等を支出済み（農業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産等に伴う交付金（戸別所得補償制度等）が得られない可能性（農林水産業） ・作付け及び家畜の再導入の機会の逸失（農業） ・運転資金の確保困難による廃業の検討、制限解除後の操業への支障（農林水産業） ・家畜の移送先となる施設等の整備、改修・借り上げ費用及び別の農家への預託料の発生（畜産業） ・放射性物質による汚染が懸念される飼料の使用中止に伴う代替飼料の調達（畜産業） ・地域ブランドの崩壊による付加価値の喪失（農林水産業） ・30 キロ圏内の家畜のと畜頭数減少による、と畜解体手数料、と畜検査手数料の減少（と畜業） ・管理不能によるほ場の農作物の枯死、家畜の死亡（農林水産業） ・放置されている汚染・枯死・死亡した農林水産物の廃棄（保管・埋設）費用（農林水産業） ・制限解除後の農地・農業用機械等の除染（農林水産業） ・農・漁業者への補償金支払いまでの間の農・漁協系統金融機関によるつなぎ融資に係る金利助成（農・漁協系統金融機関） ・卸売市場・スーパー・工場等が営業・操業困難（食品産業、医薬品卸売販売業等） ・30 km圏内の企業では、社員が各地に避難していることもあって事業活動ができず、また販売先も避難していて、売掛金の請求もできない状況（福島県屋外広告美術（協）） ・新学期に合わせて大量の制服を仕入れたが、そのままにして避難をしたため、今後これを商品として売ることができるか心配（大熊町商工会） ・原発のある大熊町の事業者は、避難して何もできず無収入の状態。既往債務もあり先が見えない（大熊町商工会）
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・原発 20km から 30km までの企業の生産拠点が他の地域に移転による、雇用や地域経済への影響が懸念(原町商工会議所) ・工作物が被曝し、工事のやり直しが必要な案件の存在(建設業) ・仕事はなくとも従業員は解雇できない状況(建設業、自動車整備業) ・事業者の移転に伴う移転費用(建設業) ・移転先での実績が無いことによる受注減少(建設業) ・下請け企業が活用できない、新たな資材調達先の発掘等の移転によるコスト増(建設業) ・途中まで工事を行ったが、立ち入り禁止等により、完成の目処が立たない案件の存在(建設業) ・リースしている重機のリース業者から買取り請求が発生(建設業) ・新規受注は皆無。その結果、廃業の検討(建設業) ・県、市町村の発注工事の多くは地域要件が付加されており、区域外での工事につき、入札参加自体が困難(建設業) ・完成工事高の減少に伴う経営事項審査の評点の悪化による受注減少、資金調達コストの増加(建設業) ・工作物が被曝し、工事のやり直しが必要な案件の存在(建設業) ・汚染された重機、資機材の除染や処分費用が発生(建設業) ・避難指示等が出されたことにより、当該地域内で行っていた業務が実施不能又は大幅な縮小(乗合バス事業、貸切バス事業、タクシー事業、レンタカー業、トラック事業、自動車整備事業、自動車販売業、貨物利用運送業) ・避難区域等以外の地域においても、原発事故の早期収束の見通しが立たないことの懸念から自主避難が発生する等により売上げが減少(乗合バス事業、貸切バス事業、タクシー事業、レンタカー業、自動車整備事業、自動車販売業) ・避難地域の工場等の操業停止により同地域における取扱量が減少(トラック事業) ・汚染された車両、自動車検査機器等の放射線量の検査、除染、処分、
--	--	--

		<p>代替による費用が発生(乗合バス事業、貸切バス事業、タクシー事業、レンタカー業、トラック事業、自動車整備事業、自動車販売業、貨物利用運送業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染された宿泊施設の除染等(観光産業) ・商業用船のサルベージ作業に着手できないため営業不能(外航海運) ・避難指示等により来客がまったくないため営業を休止(旅行業、ホテル・旅館等の観光産業) ・退避指示により復旧のめどが立たないため運行不能(鉄道) ・常磐線を走行する貨物列車の迂回に要する費用(鉄道) ・避難指示が出されたことにより、当該地域内で委託を受けていた業務が実施不能(貨物利用運送業、警備業等) ・被災に伴い売上の減少による営業休止(倉庫業(30 キロ圏内の事業者)) ・寄託者からの新規入庫がないため、売上が減少(倉庫業) ・避難施設・事業所への介護職員派遣に伴う派遣元施設・事業所の経費、逸失利益が発生(社会福祉施設等) ・病院等について 20Km 圏内の医療機関の診療停止、20～30Km 圏域の医療機関で入院・外来停止。薬局の閉鎖(医療業) ・福島県内避難所への医療チーム派遣に伴う派遣元医療機関の経費、逸失利益が発生(医療業) ・避難指示等が出されている市町村に所在する製造業企業が操業停止状態(製造業) ・人口減少等に伴い売上が減少(注:営業停止、閉店含む)(新聞販売業、印刷業、映画館、カラオケ店、学習塾等サービス産業全般) ・30 キロ圏内等に金融機関が存在(ATM 含む)するが、4 月 20 日(水)時点で、多数の店舗が閉鎖中(金融業) ・避難指示の影響等による販売・製造の停止(酒類業) ・指示解除後、営業を再開するための機械・設備のメンテナンス、追加的販促費(全産業)
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・指示解除後、営業を再開するまでの準備期間は無収入(全産業) ・制限解除後の風評被害(※IV参照) ・30 キロ圏内における新規の不動産売買や賃貸は皆無となり、震災前に契約した物件について大量のキャンセルが発生(不動産業) ・避難指示により被災した設備の復旧が困難(通信業) ・汚染された芝、土壌等の廃棄(保管・埋設費用)(ゴルフ業) ・文化財の除染(文化) ・放射性物質に汚染されているため使用できなくなった学校備品等を交換するための費用(学校) ・20Km 圏内及び 20～30Km 圏域で避難した児童生徒等のための応急仮設校舎の設置、代替施設の設置(学校) ・退避指示等により、移転した学校が、仮校舎等で授業を行う際、学校備品等を整備するための費用(学校) ・20Km 圏内及び 20～30Km 圏域の通学・通園者の避難、学校の休校による学納金収入の減少(学校) ・風評による在学生の転学、新入生の入学辞退等による学納金収入の減少(学校) ・学生や保護者に対してカウンセリングを行うための経費(学校) ・避難指示等による博物館等の休館(教育、学習支援業)、文化財の公開中止(文化)
	(3)休業等による給与減、コスト増	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示や原材料の調達難等により勤務する会社の業績が悪化したため、解雇・雇止め等がなされ、無収入(従業員)
	(4)財物の価値の喪失又は減少	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の避難指示による土地や建物等の価値の低下(大熊町商工会) ・自社が保有する重機、資機材の使用不能に伴う資産価値の減少(建設業) ・汚染された車両の財産価値の減少(乗合バス事業、貸切バス事業、タクシー事業、レンタカー業、トラック事業、自動車販売業、貨物利用運送業) ・避難指示等により宿泊施設としての資産価値が減少(観光産業)

		<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示により放置された校舎・校庭・備品の価値低下・損耗(学校)、被災文化財が修復困難による価値低下(文化)
	(5)人に対する検査費用	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発における緊急作業や、指示・制限解除後の復旧事業における業務により被ばくした労働者が被曝の身体への影響を確認する目的で受けた検査につき支出した検査費用(従業員) ・一般住民のスクリーニング及び除せん費用(一般住民、避難者) ・学校の校舎・校庭の放射線量の継続的なモニタリング経費(学校)
	(6)身体的なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・30Km 圏内における医療機関の受診低下に伴う症状の重症化のおそれ(医療業) ・30Km 圏内における介護保険施設・事業所をはじめとする社会福祉施設等のサービス利用の低下に伴う重度化のおそれ(社会福祉施設等) ・原子力発電所事故関連作業員の被曝による健康被害(従業員) ・避難所の劣悪な環境による住民の持病の悪化、発病、死亡(避難者) ・区域内で事業活動を行う者の被曝による健康被害(従業員)
	(7)精神的なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所での他人との共同生活によるストレス(避難者) ・住み慣れた土地、学校、職場を離れることによるストレス(避難者) ・屋内退避を余儀なくされる、劣悪な環境での生活を強いられることによるストレス(避難者) ・食品・水の放射性物質による汚染への不安(一般住民、避難者) ・職場の営業停止に伴う収入減少による先行きへの不安(一般住民、避難者) ・事業断念・雇用関係解除・内定取り消しに伴う苦痛(一般住民、避難者) ・学生や保護者に対するカウンセリングに係る経費(学校)

政府指示等との関係	類型	具体例
Ⅱ 航行危険区域	(1)利益の減少に結びつく売上の減少やコスト増等	<ul style="list-style-type: none"> ・航行危険区域における操業不可能(漁業) ・設定解除後の風評被害(※Ⅳ参照)(水産業) ・福島県沖を通る航路について航路迂回を強いられており、運航距離・時間の増加に伴うコスト増(燃料費、用船料、船員費等)や減収(営業機会損失)が発生している(内航海運業、旅客船事業、漁業) ・設定解除後、営業を再開するための機械・設備のメンテナンス、追加的販促費(事業主) ・設定解除後、営業を再開するまでの準備期間は無収入(事業主) ・航行危険区域に指定されたことによる操業停止中も、操業再開を見越して労働者を解雇せず、休業させ、手当等を支払った場合のコストの増加(事業主)
	(2)休業等による給与減、コスト増	<ul style="list-style-type: none"> ・航行危険区域に指定されたことで勤務先の会社が休業となり、給与をもらえず無収入(従業員)

政府指示等との関係	類型	具体例
<p>Ⅲ 政府による出荷・作付制限指示等により生じる事象 (県による農林水産物の出荷・作付自粛要請や生産者団体による出荷・作付自粛も同様の類型)</p>	<p>(1)利益の減少に結びつく売上の減少やコスト増等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の摂取制限の実施により水道事業者等・地方公共団体に生じた損害(広報、ペットボトル水の調達、応急給水等)(水道事業) ・農林水産物の出荷停止等による無収入(農林水産業) ・出荷できなかった作物・家畜について栽培・飼養に要する種子・肥料・農薬・飼料等の資材費、地代、水利費、土地改良事業費を支出済み(農業) ・出荷制限のある栽培中の作物は出荷停止解除に向け栽培を継続(農業) ・原乳については、牛の病気を回避するため、出荷停止中も毎日飼料を与えて搾乳し、原乳を廃棄し続けている状況(農業) ・汚染された農林水産物の廃棄(保管・埋設)費用が発生(農林水産業) ・制限解除後の農地・農業用機械等の除染(農林水産業) ・汚染の懸念のために使用を中止した飼料の処分(畜産業) ・家畜の飲用水の汚染防護措置(畜産業) ・近隣からの集荷が減少することによる取引量の減少(農林水産物卸売業) ・水の調達困難による操業停止(食品産業) ・水源・浄水所等が使用できなくなる損害(水道事業) ・食品の原材料の供給量が減少し、相場価格が上昇(食品産業) ・主として水を使用する産業について調達コスト増(食品産業) ・放射性物質による汚染が懸念される飼料の使用中止に伴う代替飼料の調達(畜産業) ・搾乳の中止に伴う家畜の病気の発生による治療(畜産業) ・指示・制限解除後の風評被害(※Ⅳ参照)(農林水産業) ・強制乾乳した場合、制限解除後の原乳の搾乳不能(農林水産業) ・生産等に伴う交付金が受け取れない可能性(農林水産業)

		<ul style="list-style-type: none"> ・作付け及び家畜の再導入の機会の逸失(農業) ・運転資金の確保困難による制限解除後の操業への支障、廃業の検討(農林水産業) ・指示解除後、営業を再開するための機械・設備のメンテナンス、追加的販促費(農林水産業) ・指示解除後、営業を再開するまでの準備期間は無収入 ・出荷制限等による操業停止中も、操業再開を見越して労働者を解雇せず、休業させ、手当等を支払った場合のコストの増加(事業主)
	(2)休業等による給与減、コスト増	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷制限等により、勤務する会社から解雇・雇止め等がなされ、無収入(従業員) ・勤務先の会社が出荷制限で休業となり、給与をもらえず無収入(従業員) ・事業所の閉鎖等による解雇、給与の減少(従業員) ・事業再開の目処が立たないため、転職のための職業訓練の実施(従業員)
	(3)検査費用	<ul style="list-style-type: none"> ・制限解除後の農林水産物の検査費用(農林水産業)

政府指示等との関係	類型	具体例
IV 指示・制限等の対象外地域における損害	(1)利益の減少に結びつく売上の減少やコスト増等	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害により水道水の使用量が減少した損害(水道事業) ・出荷制限が行われていない農林水産物及びその加工品の価格下落、取引忌避、キャンセル(農林水産業、農林水産物の市場関係、食品加工業) ・輸出先国の政府による日本産食品の輸入規制の発動(農林水産業、食品産業(食品輸出業を含む)) ・輸出先国の政府による輸入禁止の対象となっていない日本産品の納入拒否、キャンセル、価格下落(農林水産業、農林水産物・鉱工業製品の市場関係、食品産業(食品輸出業を含む)、酒類業) ・海外日本食レストランの客足減少(外食産業) ・魚の天日干しができず、乾燥機を用いるため燃料代が割増(食品加工業) ・外国人労働者及び実習生の大量帰国による営業及び製造への支障及び新たな従業員確保に伴うコスト増(外食産業、食品加工業) ・穀類の輸入船舶の日本港湾への寄港を忌避する動き(食品流通業者) ・海外の輸入規制の長期化の懸念(食品輸出業者) ・運転資金の確保困難による操業への支障、廃業の検討(農林水産業、観光業) ・売れ残りや取引先から返品された商品の廃棄・返送に要する費用(農林水産業、食品加工業、食品卸売業、食品輸出業) ・出荷制限等による食品の供給減に伴う、原材料相場価格の上昇や製造量の減少(食品加工業、外食産業) ・原産地表示により商品(味噌、ラーメン、米等)が返品、取引拒否されている状況(郡山商工会議所、会津喜多方商工会議所、酒類業) ・特産品事業の継続に懸念(ひたちなか商工会議所) ・昨年収穫した原発事故と無関係な米についても、従来からの継続的な取引が打ち切り(福島県中小企業家同友会) ・原発の風評被害で、企業間の物流が停滞し、資材が調達困難(いわき商

		<p>工会議所、福島県商工会連合会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作機械をリースする場合、福島企業は、買い取りを要求されている状況(郡山商工会議所) ・30 キロ圏外の事業者であっても原発周辺の広い地域で風評被害により壊滅状態(製氷業等) ・市内のホテル、旅館が軒並みキャンセルされており、大幅な従業員解雇も行われている(会津若松商工会議所) ・原発事故により予約の全てがキャンセルとなり、雇用調整を始めている(磐梯熱海温泉旅館(協)) ・福島県内及びそれ以外の広範な地域においても、観光需要が大きく減少し旅客船、貸切バス事業者、乗合バス事業者、タクシー事業者、レンタカー業者の売上が減少(旅客船事業、貸切バス事業、乗合バス事業、タクシー事業、レンタカー業) ・福島ナンバーの中古車の売買が敬遠され、購入者から納車拒否や値引きを要求される状況(自動車販売業) ・荷主から福島ナンバーであることを理由に輸送発注を拒否(トラック事業) ・区域内の部品工場の操業停止による補修部品不足による整備売上げ減(自動車整備事業) ・船舶の寄港が取りやめられた港湾における貨物量の減少に伴い港湾運送事業者の売上が減少(港湾運送事業) ・船舶の建造に必要な技術者の来日拒否のため、建造中の船舶を海外に回航した上で、機器の設置を行う事態が発生(船舶産業) ・海外の港湾において入港拒否された船舶の運航等にかかる費用(除染費用、放射線測定費用、追加の船舶使用料、燃料費、船員費等)(外航海運業) ・大震災発生以降、東北・関東地方で 39 万人分、それ以外の地域でも 17 万人分の宿泊予約がキャンセル(観光産業) ・国内旅行の3月実績が 25~40%の減(大震災前の 3 月第 1 週比)、4、5 月の予約状況では、対前年比 20~45%の減(観光産業)
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・大震災発生以降、被災地以外でも、「放射能への不安」等を理由に国際会議等が中止又は延期(MICE(国際会議等)事業者) ・海外アーティストの来日拒否等による演奏会の中止(音楽産業) ・30 キロ圏外の医療機関、社会福祉施設等であっても原発周辺の広い地域で患者数・利用者数減少(医療業・社会福祉施設等) ・風評被害による利用者の減少に伴う売り上げの減少(ゴルフ業) ・放射線量の低減や不安解消を目的としたマスク、レインコート等の費用、スクールバスの費用、学校施設・設備等の清掃費用費用等(学校) ・校舎及び屋外活動の制限に伴う体育の授業、部活動等行うための代替施設の確保等の費用(学校) ・外国人教員の帰国による代替教員確保にかかる費用(学校) ・原発への懸念等に伴う当初予定していた行事、会議、物品調達等のキャンセルや代替施設の確保等に支出した費用(学校) ・授業の実習先が避難区域、屋内待避区域、計画的避難区域内にあった場合に、代替実習施設確保にかかる費用(学校) ・原発への懸念や、母国政府の指示等を理由とした大学等の日本人在学生、留学生の中途退学、転学、新入生の入学辞退等による学納金収入の減少(学校) ・原発への懸念や、母国政府の指示等を理由とした研究者・外国人研究者の他大学・海外への帰国・流出、これによる大学の研究活動への影響(大学) ・放射線測定に関する専門家等(附属病院の医師や大学教員・研究者等)の現地への派遣かかる費用(大学) ・スクリーニング場所として大学施設を提供した際にかかる光熱費、人件費等(大学) ・原発への懸念等に伴う博物館等の休館(教育、学習支援業) ・海外からの学芸員の渡航制限等による開催予定の展覧会の中止又は延期(文化)
	(2)休業等による給与減、コ	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の会社が風評被害で休業となり無収入(従業員)

	スト増	
	(3)検査費用	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水中の放射性物質の測定・除去等の対応に要した経費(放射性物質含有量測定、粉末活性炭増量等)(水道事業) ・取引先からの要求による検査・安全証明の添付(農林水産業、食品産業(食品輸出業を含む)、商工業、酒類業) ・出荷制限指示等に先立って行われたモニタリング用のサンプリングのための操業費用(漁業) ・輸出先国の政府が行う放射能検査に係る費用(農林水産物の市場関係、食品輸出業者) ・輸出先国の政府の法令に基づく放射能汚染、産地に係る証明の添付(農林水産物の市場関係、食品輸出業者、鉱工業製品輸出業者) ・取引先からの製造工場の場所にかかる放射線の非汚染証明書の添付(食品産業、商工業) ・原料水、食品、鉱工業製品の放射線測定に係る機器の購入費、人件費等の掛増し経費(食品加工業、外食産業、商工業) ・納車ルートが一部 30 キロ圏内を通った場合、放射能汚染されていないことの証明が要求される状況(自動車販売業) ・工業製品等を使用することに対して、健康に害はないのかと住宅メーカーから疑問を投げかけられ、安全性の証明書の添付を求められている(福島県木材共同組合連合会) ・繊維製品の輸出に際して、ドイツ、中国の取引先から、非放射線汚染の検査・確認が必要であると言われている(日本繊維輸出組合(大阪府内の組合員企業)) ・福島県内のある自動車部品メーカーでは、輸出に際して、自前で放射線の影響に関する証明を行っている(福島県中小企業家同友会) ・船舶・コンテナの放射線測定費用(外航海運業) ・荷主等の要請による船舶等にかかる放射線の非汚染証明(内航海運業、旅客船事業)

		・取引先からの要求による製品にかかる放射線の非汚染証明(船舶産業)
	(4)精神的なもの	・学生や保護者に対するカウンセリングに係る経費(学校)